

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（831））

2. 日時：平成30年4月3日 13時30分～14時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階規制企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、伊藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：経理・資材室 室長代理 他2名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合」について、平成30年3月29日の審査会合における説明を踏まえ、次回審査会合において東京電力ホールディングス株式会社及び東北電力株式会社からの受領文書については、不開示処理を行った上で説明したい旨の説明があった。

（2）原子力規制庁から、以下の点を考慮した説明をするよう指摘を行った。

- 受領文書を不開示とする理由について整理して提示すること。
- 日本原電として審査会合において説明責任を果たすことが必要。

6. その他

提出資料：なし